

8. 下水道使用料について

排水設備を整備し、公共下水道を使用するようになると、下水道使用料を納めていただくこととなります。

下水道使用料は、下水道管の清掃や修理、下水処理場の運転・維持管理などの経費に使われます。

■汚水量の決め方

水道水のみを使用している場合	水道水の使用量が、下水道の使用量となります。	
自家水（井戸水など）のみを使用している場合	メーターを設置している場合	メーターによる使用量とします。
	メーターを設置していない場合	1人につき1か月6㎡で計算した量とします。
水道水と自家水（井戸水など）を併用している場合	メーターを設置している場合	メーターによる使用量と水道水の使用量との合計とします。
	メーターを設置していない場合	1人につき1か月6㎡で計算した量と水道水の使用量を比較し、多い方とします。

■下水道使用料金表

種別	基本使用料 (10㎡まで)	従量使用料 (1㎡につき)			
		10㎡を超え 20㎡までの分	20㎡を超え 50㎡までの分	50㎡を超え 100㎡までの分	100㎡を 超える分
一般	1,400円	150円	160円	190円	210円
公衆浴場	1,400円	95円			

※ 上記で算定された額に、消費税及び地方消費税（計10%）が加算されます。

※ 上の表の「一般」とは、公衆浴場・プール以外の汚水です。

< 1か月の汚水量が24㎡の場合の下水道使用料の計算例 >

基本使用料（10㎡まで）・・・1,400円

従量使用料（10㎡を超え20㎡まで）・・・150円×10㎡＝1,500円

（20㎡を超え24㎡まで）・・・160円×4㎡＝640円

基本使用料＋従量使用料＝1,400円＋1,500円＋640円＝3,540円

下水道使用料＝3,540円＋354円(消費税10%)＝**3,894円**